

葉山町国民健康保険条例の一部を改正する条例

葉山町国民健康保険条例（昭和34年葉山町条例第256号）の一部を次のように改正する。

（別 紙）

令和3年3月8日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の改正に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町国民健康保険条例の一部を改正する条例

葉山町国民健康保険条例（昭和34年葉山町条例第256号）の一部を次のように改正する。

附則第23項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。））」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和3年2月13日から適用する

条例の概要

題 名

葉山町国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

新型コロナウイルス感染症の定義を、法の規定の引用から「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」とすることとした。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行し、令和 3 年 2 月 13 日から適用することとした。

葉山町国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○葉山町国民健康保険条例 昭和34年9月29日条例第256号</p> <p>附 則 1～22 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>23 給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等のうち、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。)に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日からその労務に服することができない期間のうち労務に服することを予定していた日について、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、傷病手当金を支給する。</p> <p>24～28 (略)</p>	<p>○葉山町国民健康保険条例 昭和34年9月29日条例第256号</p> <p>附 則 1～22 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>23 給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等のうち、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日からその労務に服することができない期間のうち労務に服することを予定していた日について、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、傷病手当金を支給する。</p> <p>24～28 (略)</p>